

各 位

会 社 名 株式会社 シーズメン
代表者名 代表取締役社長 青木 雅夫
(J A S D A Q ・ コード 3083)
問合せ先 経理情報システム課長 保住 光良
(TEL 03-5623-3781)

店頭表示物・値札における価格表示に関する措置命令
についてのお詫びとお知らせ

当社は本日、消費者庁から、平成 29 年 6 月後半以降に当社が運営する店舗のうち 32 店舗において実施した「夏季セール」(以下「本件セール」といいます。)における販売価格の表示について、下記の通り、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」といいます。)第 5 条第 2 号に違反するとして措置命令を受けました。

お客様をはじめ、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいります。

記

1. 消費者庁に認定された事実

平成 29 年 6 月後半以降に当社が運営する店舗のうち 32 店舗にて実施した本件セールにおいて、セール対象の衣料品(以下「本件商品」といいます。)を販売するにあたり、最大で同月 20 日から同年 9 月 24 日までの期間、ポップと称する店頭表示物に「40%OFF」等と記載するとともに、本件商品に取り付けた値札に販売価格を記載し、当該販売価格の上に当該販売価格から 40 パーセント割り引いた価格を記載したシールを貼り付けることにより、あたかも、通常の販売価格から 40 パーセント割り引いて販売するかのように表示しておりました。

しかしながら、実際には本件商品は、本件セール実施前に販売されたことがないものであって、販売価格は、本件セールにおいて 40 パーセントという割引率を表示するために、当社が任意に設定したものであります。

当該表示は、本件商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

2. 措置命令の内容

- (1) 上記の事実について、消費者庁長官の承認を受けた方法にて、一般消費者に周知徹底すること。
- (2) 今後、本件商品または同種の商品の取引に関し、同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、役員・従業員に周知徹底すること。
- (3) 今後、本件商品または同種の商品の取引に関し、同様の表示をしないこと。
- (4) (1)、(2) に基づいて行った措置を消費者庁長官に報告すること。

3. 今後の取組み

今回の措置命令を真摯に受け止め、店舗における表示の見直しや、研修等による景品表示法の正確な理解と社内徹底を推進して、再発を防止し、信頼の回復に努めてまいります。

以上